北陸信越運輸局管内における事業用自動車に係る重大事故発生状況
（令和２年）

１．事業用自動車の重大事故発生状況（全報告件数）

令和2年に自動車事故報告規則に基づき報告された、管内の事業用自動車による重大事故（以下、「重大事故」という）の発生件数は表１のとおりです。バス４９件（対前年比７２．１%）、ハイ・タク１６件（同１１４．３%）、トラック１３４件（同１０２．３%）、全体で１９９件（同８３．２%）と前年と比較して１４件減少しています。

重大事故による死者数は、全体で２２人（対前年比６８．８%）と前年と比較して１０人減少しています。

県別における事故発生件数のうち、最も事故件数が減少した富山は３１件（対前年比６８．９%）で大幅に減少しました。一方、石川は唯一の増加となり５３件（対前年比１５１．４%）で１８件増加しており、このうち石川で増加した業態はトラックであり、１６件増加して３５件（対前年比１８４．２%）となっています。

表１　業態別・使用の本拠の位置別の重大事故全報告件数（令和２年）

業態 / 使用の本拠の位置		バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		20	0	9	9	0	10	43	7	12	72	7	31
	対前年比	−11	0	−3	+4	0	+7	−2	0	−4	−9	0	0
長野		12	0	1	2	0	3	29	6	18	43	6	22
	対前年比	−2	0	−10	−2	0	−1	−5	−2	−6	−9	−2	−17
富山		1	0	0	3	0	8	27	2	14	31	2	22
	対前年比	−8	−1	−12	0	0	+5	−6	−5	+3	−14	−6	−4
石川		16	0	0	2	1	2	35	6	10	53	7	12
	対前年比	+2	0	−1	0	0	+1	+16	−2	−1	+18	−2	−1
局計		49件	0人	10人	16件	1人	23人	134件	21人	54人	199件	22人	87人
	対前年比	−19	−1	−26	+2	0	+12	+3	−9	−8	−14	−10	−22
		72.1%	0.0%	27.8%	114.3%	100.0%	209.1%	102.3%	70.0%	87.1%	93.4%	68.8%	79.8%

参考：業態別・使用の本拠の位置別の重大事故全報告件数（平成３１年・令和元年）

業態 / 使用の本拠の位置		バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		31	0	12	5	0	3	45	7	16	81	7	31
	対前年比	−7	0	+3	−2	−1	−1	−15	−3	−2	−24	−4	0
長野		14	0	11	4	0	4	34	8	24	52	8	39
	対前年比	−3	0	−4	+1	−2	+3	+7	+1	+6	+5	−1	+5
富山		9	1	12	3	0	3	33	7	11	45	8	26
	対前年比	−14	+1	+2	+1	0	−1	−3	−1	−5	−16	0	−4
石川		14	0	1	2	1	1	19	8	11	35	9	13
	対前年比	−4	0	+1	−1	+1	−2	−3	+6	−13	−8	+7	−14
局計		68件	1人	36人	14件	1人	11人	131件	30人	62人	213件	32人	109人
	対前年比	−28	+1	+2	−1	−2	−1	−14	+3	−14	−43	+2	−13
		70.8%	######	105.9%	93.3%	33.3%	91.7%	90.3%	111.1%	81.6%	83.2%	106.7%	89.3%

２．事業用自動車の重大事故発生状況（事業用自動車が第１当事者となった件数）

事業用自動車が第１当事者となった重大事故の発生件数は、バス４件（対前年比５０．０%）、ハイ・タク１１件（同８４．６%）、トラック５８件（同１０５．５%）、全体で７３件（同９６．１%）と前年と比較して３件減少しています。

また、死者数は全体で１０人（対前年比５８．８%）と前年と比較して７人減少しています。

表２　業態別・使用の本拠の位置別の事業用自動車が第１当事者となった重大事故件数（令和２年）

業態 / 使用の本拠の位置		バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		1	0	1	6	0	5	21	2	8	28	2	14
	対前年比	−1	0	0	+2	0	+2	+7	0	0	+8	0	+2
長野		2	0	0	2	0	3	13	4	13	17	4	16
	対前年比	−3	0	−11	−2	0	−1	−6	−2	−5	−11	−2	−17
富山		0	0	0	2	0	5	13	1	13	15	1	18
	対前年比	0	0	0	−1	0	+2	+2	0	+8	+1	0	+10
石川		1	0	0	1	0	1	11	3	4	13	3	5
	対前年比	0	0	−1	−1	−1	0	0	−4	−1	−1	−5	−2
局計		4件	0人	1人	11件	0人	14人	58件	10人	38人	73件	10人	53人
	対前年比	−4	0	−12	−2	−1	+3	+3	−6	+2	−3	−7	−7
		50.0%	0.0%	7.7%	84.6%	0.0%	127.3%	105.5%	62.5%	105.6%	96.1%	58.8%	88.3%

参考　業態別・使用の本拠の位置別の事業用自動車が第１当事者となった重大事故件数（３１年）

業態 / 使用の本拠の位置		バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		2	0	1	4	0	3	14	2	8	20	2	12
	対前年比	−4	0	−3	−1	−1	+1	−9	−3	+3	−14	−4	+1
長野		5	0	11	4	0	4	19	6	18	28	6	33
	対前年比	+2	0	+1	+2	−1	+3	+6	+5	+6	+10	+4	+10
富山		0	0	0	3	0	3	11	1	5	14	1	8
	対前年比	−4	0	−8	+2	0	+2	−5	−2	0	−7	−2	−6
石川		1	0	1	2	1	1	11	7	5	14	8	7
	対前年比	0	0	+1	0	+1	−1	+3	+7	−2	+3	+8	−2
局計		8件	0人	13人	13件	1人	11人	55件	16人	36人	76件	17人	60人
	対前年比	−6	0	−9	+3	−1	+5	−5	+7	+7	−8	+6	+3
		57.1%	0.0%	59.1%	130.0%	50.0%	183.3%	91.7%	177.8%	124.1%	90.5%	154.5%	105.3%

３．事業用自動車の重大事故発生状況の推移

平成２３年以降の事業用自動車の重大事故の発生件数の推移は図１のとおりです。なお、事業用自動車総合安全プラン２００９開始当初より事故件数が減少しており、また、負傷者数は減少していますが、死者数が前年より増加しています。

【参考】事業用自動車総合安全プラン２００９開始当初（事故件数２１６件、死者５８人、負傷者数１６６人）

図１　管内事業用自動車の重大事故発生状況推移（過去１０年）

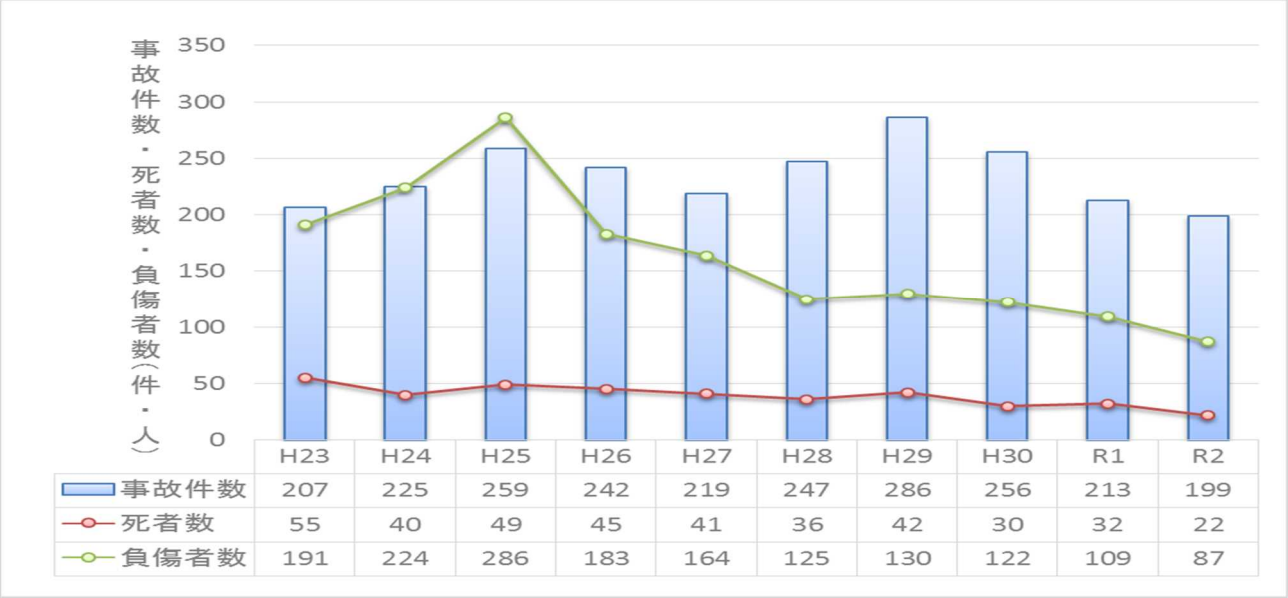

４．事業用自動車の健康起因事故発生状況の推移

平成２０年以降の事業用自動車の健康起因事故（運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの）の推移は図２のとおりです。管内では全体の件数に占める割合が平成２７年以降減少しない傾向が続いている。

図２　管内事業用自動車の健康起因事故発生状況推移（過去１０年）

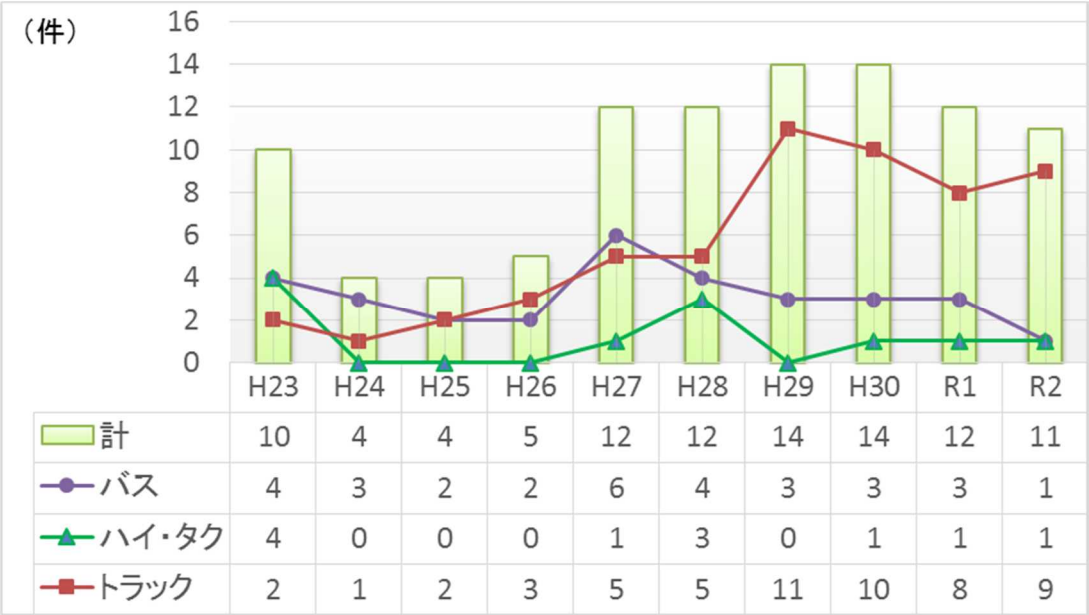

参考

事業用自動車等の重大事故報告

自動車運送事業者等は、事業用自動車等に係る重大事故があった場合は、自動車事故報告規則（昭和２６年、運輸省令第１０４号）に基づき自動車事故報告書を、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長(注)を経由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

（注）

・新潟、長岡、上越ナンバーについては、新潟運輸支局長
・長野、松本、諏訪ナンバーについては、長野運輸支局長
・富山ナンバーについては、富山運輸支局長
・石川、金沢ナンバーについては、石川運輸支局長

○自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者等

・旅客自動車運送事業者
・貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）
・特定二種貨物利用運送事業者
・自家用有償旅客運送者
・道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者

○自動車事故報告書の提出が必要な事業用自動車の重大事故

①自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したもの
②１０台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
③死者又は重傷者を生じたもの
④１０人以上の負傷者を生じたもの
⑤自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩したもの
⑥自動車に積載されたコンテナが落下したもの
⑦操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に傷害が生じたもの
⑧酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
⑨運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
⑩救護義務違反があったもの
⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの
⑫車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）
⑬橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、３時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
⑭高速自動車国道又は自動車専用道路を、３時間以上通行止めにさせたもの
⑮国土交通大臣が特に必要と認めたもの

○提出期限

重大事故があった日から３０日以内に提出